

令和6年11月吉日

お客さま各位

備後信用組合

法人キャッシュカード「1日ご利用限度額」の変更に関するお知らせ

平素より備後信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合では、多発する振り込め詐欺等の特殊詐欺、盗難キャッシュカードなどによる金融犯罪から、皆さまの大切なご預金をお守りするため、法人のお客様の「キャッシュカード等でご利用いただける1日の限度額（口座ごとの合計額）」を令和6年12月16日（月）から、100万円に変更させていただきます。お客さまには、ご不便をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 「キャッシュカード等でご利用いただける1日の限度額」とは

キャッシュカードをご利用いただいている法人のお客様のご預金口座・カードローン口座ごとに、次によるお取引ごとの1日の合計金額を100万円までとさせていただきます。

なお、窓口でお取引される金額については、限度額はございません。

①ATMでの「ご出金」 ②ATMでの「お振込み」	左記①②各々100万円 (①②を合算しません)
-----------------------------	----------------------------

2. 「キャッシュカード等でご利用いただける1日の限度額100万円」を変更されたい方へ

「キャッシュカードの1日あたり限度額変更」をご希望の場合は、「お届印」「本人確認書類」をお持ちのうえ、お取引店の窓口までお申出ください。
(お取引店以外の店舗では受付できません。)

3. 既に「キャッシュカード等でご利用いただける1日の限度額」変更をされている口座

令和6年12月16日（月）より前に窓口もしくはATMで1日の限度額変更をされている口座につきましては、「1日の限度額」の変更はいたしません。
(お申し付けの限度額のままとします。)

なお、令和6年11月10日（日）より、全国のセブン銀行ATMで当組合の法人キャッシュカードの取扱いを開始していますので、「お引出し・お預入れ・残高照会」がご利用いただけます。

ただし、「お引出し・お預入れ」を無料時間帯以外でお取引された場合は、所定の手数料をいただきます。

以 上